

ご支援 の お願い

新日本フィルハーモニー交響楽団は、1972年「一緒に音楽をやろう!」と指揮者・小澤征爾のもと楽員による自主運営のオーケストラとして創立し、2016年秋より音楽監督に上岡敏之氏が就任し、新たなスタートを切っております。音楽が皆様の毎日に潤いをもたらし、より幸せを感じていただくことが私たちの願いであり、そのような音楽を届けていくことが使命だと思っております。皆様からのご支援によって、公演、教育プログラム、コミュニティ活動など-Music for All-様々な形で音楽を届けていくことができます。どうぞよろしくご支援申し上げます。

Patronage 会員として支援する

パトロネージュ会員とは・・・

いわば新日本フィルの応援団。個人会員は「維持会」「すみだの会」(1口1万円/年)、個人賛助会員・すみだの会(1口3万円、5万円、25万円/年)があり、毎年暖かいご支援をいただき、多くの方に支えていただいています。

パトロネージュ会員になると・・・

- ◆ 自主演奏会のチケット優先予約 (例: 第九特別演奏会、定期演奏会、他)
- ◆ 公開リハーサルへご招待 (年間8回程度)
- ◆ 楽団員との懇親会へご案内 (パトロネージュ会員の方だけにご案内する特別企画です)
- ◆ 毎月の定期演奏会プログラムへご芳名を掲載 他

<個人会員・特典>	個人賛助会・すみだの会			維持会・すみだの会
	1口25万円	1口5万円	1口3万円	1口1万円
自主企画演奏会へのご案内	○			
ルビー<アフタヌーン コンサート・シリーズ> 支援者対象価格販売	○	○	○	
自主演奏会★ 優先予約	○	○	○	○
自主演奏会★ 割引販売	○	○	○	○
公開リハーサルへのご招待	○	○	○	○
ミニコンサート/懇親会へのご案内	○	○		
サポーターズ・パーティへのご案内	○	○	○	○
新日本フィル定期演奏会のプログラムにご芳名の掲載	○	○	○	○

★対象外となる公演もございます。ご了承ください。

<期間>1年間

* すみだの会は、墨田区在住、在勤の方が対象となります。

◆ 個人の税制上の控除について ◆

「公益財団法人 新日本フィルハーモニー交響楽団」は、『特定公益増進法人』の認定を受けております。

1. 所得税の控除

2012年5月11日以降のご寄付は、「所得控除」または「税額控除」の有利な方式を選択し、寄附金控除を受けることができます。

2. 個人住民税の控除

都道府県・市区町村によっては、寄附金が個人住民税の対象となる場合もあります。

パトロネージュご入会申込書 (FAX:03-5610-3825)

下記のお申込書に必要事項ご記入いただき、FAXにてご送信下さい。

お名前 (フリガナ)	お電話番号
ご住所 〒	
プログラム掲載 可 ・ 不可	生年月日 年 月 日
お申込会員 <input type="checkbox"/> 維持会・すみだの会 1口 ¥ 10,000 × <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 個人賛助会・すみだの会 1口 ¥ 30,000 / ¥ 50,000 / ¥ 250,000 × <input type="checkbox"/> <small>* すみだの会は墨田区在住・在勤の方が対象となります。</small>	
お支払方法 ** お申込書送信後、お振込みいただきますようお願いいたします。 1. 銀行振込 三井住友銀行 東京営業部 普通預金 口座番号 0169962 口座名義: 公益財団法人 新日本フィルハーモニー交響楽団 2. 郵便振替 口座番号: 00140-5-46422 加入者名: 公益財団法人 新日本フィルハーモニー交響楽団 3. オンライン申込&クレジットカード決済 新日本フィルホームページ(http://www.njp.or.jp/)からお申込下さい <small>(* オンラインからお申込のお客様は入会申込書を FAX していただくかまいません。)</small>	